

## 平成28年度事故防止対策支援推進事業において実施する補助事業

## (1) 先進安全自動車(ASV)の導入に対する支援

- ①補助対象装置: 衝突被害軽減ブレーキ、ふらつき注意喚起装置、車線逸脱警報装置  
車線維持支援制御装置、車両安定性制御装置
- ②補助率: 取得に対する経費の1/2
- ③補助限度額(装置1台あたり)
  - 衝突被害軽減ブレーキ  
車両総重量 3.5t 超のトラック: 10万円 バス: 15万円
  - ふらつき注意喚起装置・車線逸脱警報装置・車線維持支援装置  
車両総重量 3.5t 超のトラック・バス・タクシー: 5万円
  - 車両安定性制御装置  
車両総重量 3.5t 超のトラック・バス: 10万円
- ④同一車両に複数の装置を装着する場合の上限額  
トラック: 15万円 バス: 30万円
- ⑤受付期間: 平成28年7月1日～平成28年10月31日

## (2) 運行管理の高度化に対する支援

- ①補助対象機器: デジタル式運行記録計及び映像記録型ドライブレコーダーであって、国土交通大臣が認定したもの(HP参照)
- ②補助率: 取得に対する経費の1/3
- ③補助限度額(機器1台あたり)
  - デジタル式運行記録計  
車載器: 3万円 事務所機器: 10万円
  - 映像記録型ドライブレコーダー  
車載器: 2万円 事務所機器: 3万円
- ④1事業者あたりの上限額: 80万円
- ⑤受付期間: 平成28年7月1日～平成28年11月30日

## (3) 過労運転防止のための先進的な取り組みに対する支援

- ①補助対象機器: 下記の機器であって、国土交通大臣が認定したもの(HP参照)
  - ITを活用した遠隔地における点呼機器
  - 運行中における運転者の疲労状態を測定する機器
  - 休息期間における運転者の睡眠状態等を測定する機器
  - 運行中の運行管理機器

- ②補助率:取得に対する経費の1/2
- ③補助限度額:原則特に無し(詳細につきましてはHP参照)
- ④1事業者あたりの上限額:80万円
- ⑤受付期間:平成28年7月1日～平成28年11月30日

(4)社内安全教育の実施に対する支援

- ①補助対象コンサルティング:国土交通大臣が認定したコンサルティングメニュー(HP参照)
- ②補助率:コンサルティング利用に対する経費の1/3
- ③1事業者あたりの上限額:100万円
- ④受付期間:平成28年7月1日～平成27年7月29日

※先進安全自動車(ASV)の導入、運行管理の高度化及び過労運転防止のための先進的な取り組みに対する支援の補助対象は、平成28年4月1日以降導入したものが対象となります。